

# 役員報酬規定

平成 29年 4月 1日 施行

社会福祉法人 やまぎし幼児会

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は定款第21条に基づき、やまぎし幼児会役員の報酬及び費用の支給に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員勤務報酬等)

第3条 役員が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額10,000円を支払うことができる。

2 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、週平均30時間未満の場合、月額50,000円、週平均30時間以上の場合、月額100,000円を支払うことができる。

3 支給額は、年額で総額1,500,000円以内とする。

(費用の支給)

第4条 役員が業務を遂行するのに必要な費用を支給する。

2 旅費については、旅費規程に基づき支給する。

交通費	実費	
日当	県内	1,000円
	県外	2,000円
宿泊費	10,000円	